

# 01

## 提案募集方式とは？

### 1 地域の課題を解決しよう！

地域の課題を解決するために国の制度を変える提案を  
地方公共団体から出していただく制度が「提案募集方式」です

地域の課題に向き合った時に、「国の制度で決まっているからそれはできない」、「国の手続が多過ぎて大変」等の壁にぶつかったことはありませんか？

あなたの提案で、地域の課題を解決できる可能性があります。提案募集方式の活用を一緒に考えてみませんか？

#### 地域における様々な課題





地方公共団体からの提案により、  
これまで様々な地域の課題が解決されています！

CASE  
1

### 地域の実情に応じた救急隊編成基準の緩和(西予市(愛媛県))

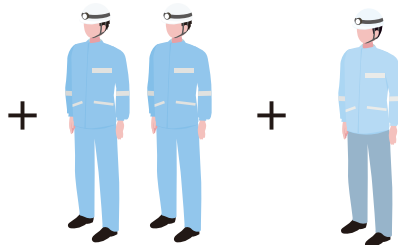
#### 地域の課題

救急隊は救急車1台と救急隊員3名以上で編成しなければならないが、過疎地域等では救急隊員3名を常に確保することが難しい。

#### 提案による解決(消防法施行令の一部改正)

過疎地域等では、救急車1台+救急隊員2名以上+准救急隊員\*1名以上で救急隊を編成できるようになり、過疎地域等の救急出張所でも24時間運用が可能に!

※准救急隊員…救急業務に関する基礎的な講習の課程を修了した者



救急隊員

准救急隊員

CASE  
2

### 病児保育における看護師等の常駐要件の明確化(鳥取県等)

#### 地域の課題

国の補助を受けて病児保育事業を実施する場合、児童概ね10人につき看護師等1名以上が必要だが、常時配置するべきか不明確。

#### 提案による解決(通知)

看護師等が緊急時に駆けつけられれば、常駐の必要がないことが明確化され、医療機関併設型の病児保育施設が新たに開設できた。



[病児保育室]

駆けつけられれば  
OK

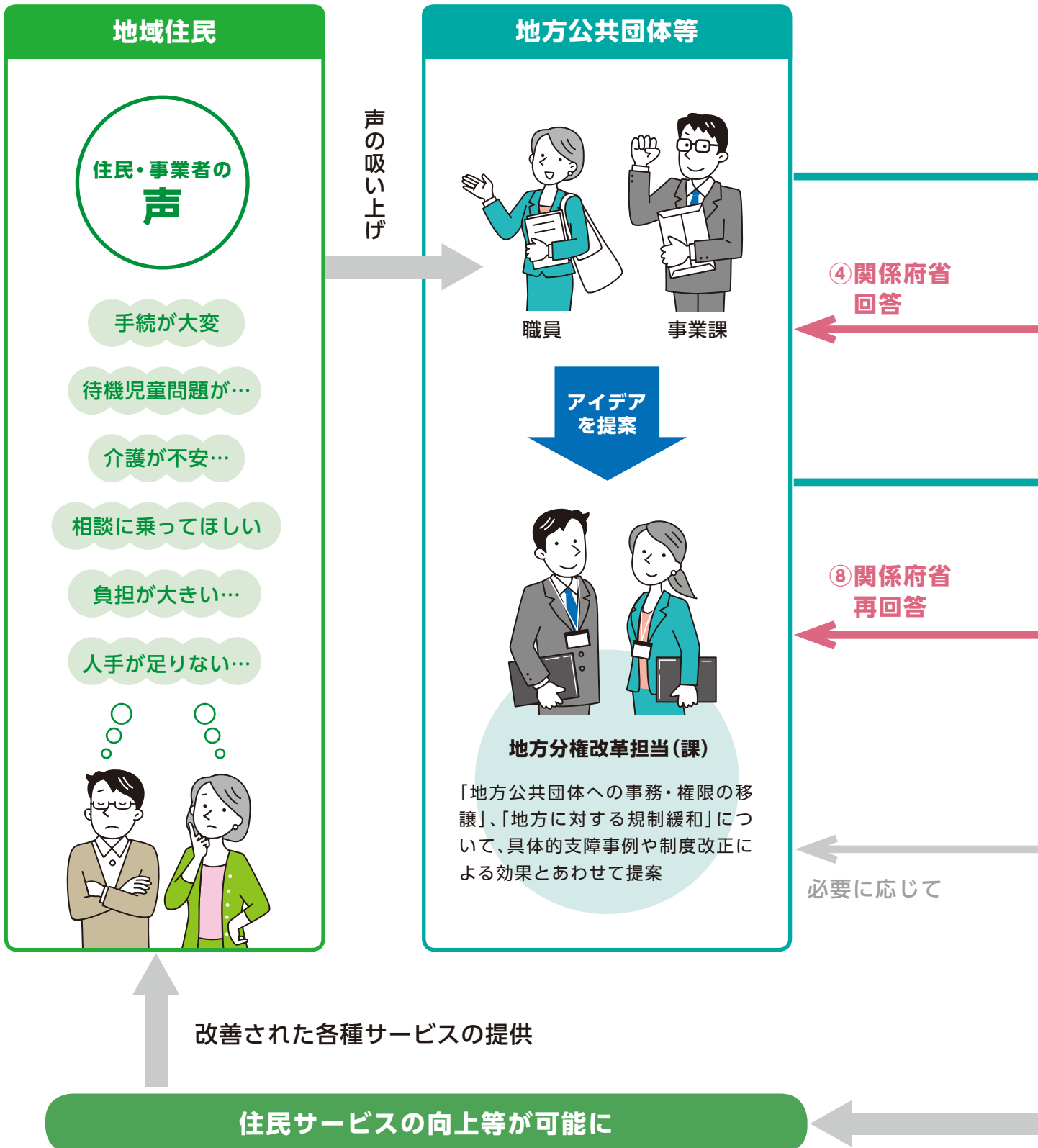


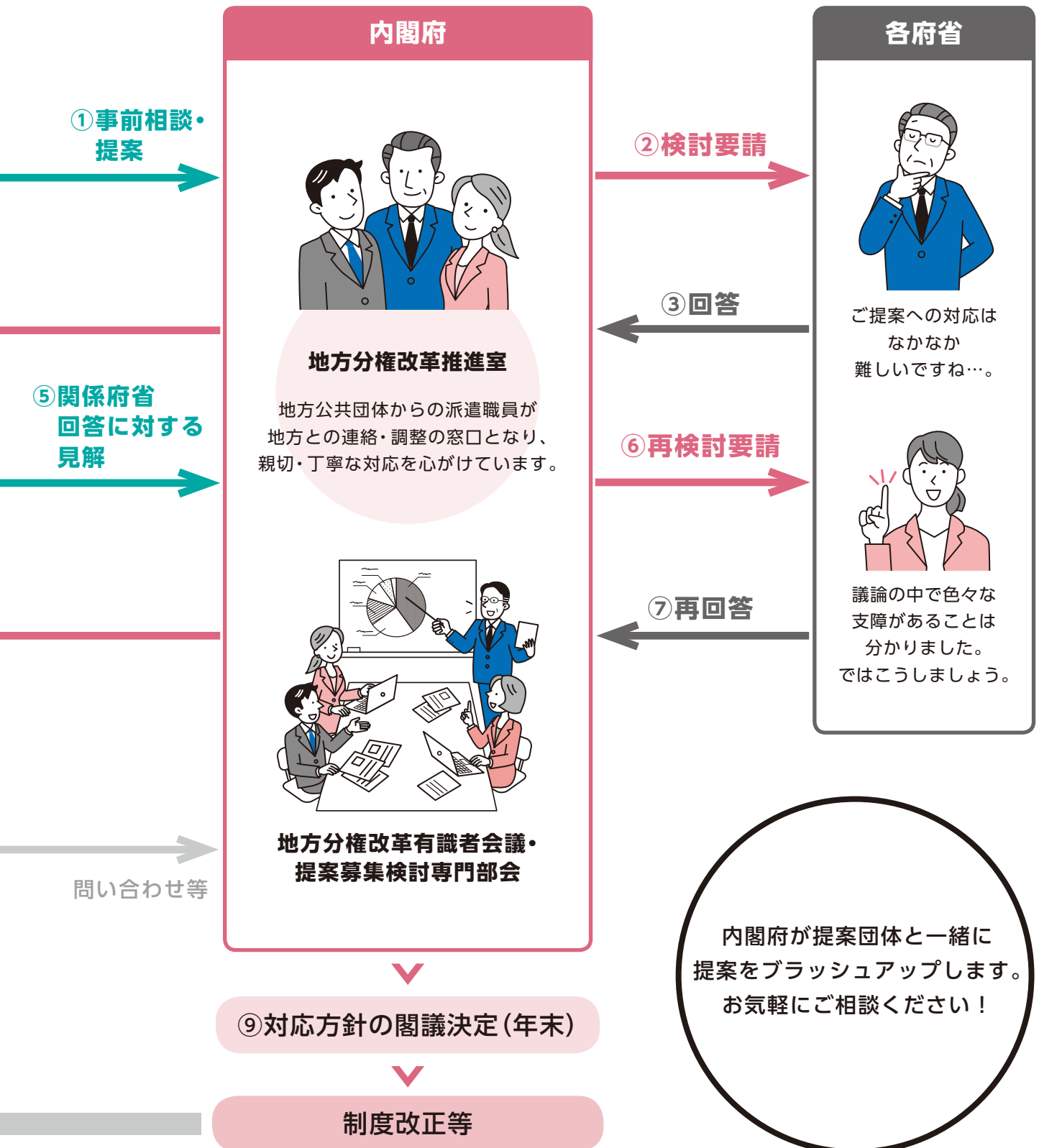
[小児科]

多様な地域の実情、時代・環境の変化に応じ、国の制度を変える、  
地方公共団体からの提案を募集しています！

## 2 提案募集方式の主なプロセス

地方からの事前相談を経て、内閣府が受け付けた提案は、各府省における検討、地方分権改革有識者会議及び専門部会による調査・審議が集中的に重ねられます。こうした関係者の調整結果を踏まえ、年末には、「地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、この方針に基づいた法律改正や政省令改正、通知発出等の取組が進められることとなります。





### 3 課題発見から提案実現までの流れ

#### スケジュール事例

#### 簡易相談

- 提案団体に対し、提案募集の対象性や、支障解決へのアプローチ方法等、事前相談提出へ向けて内容や整理点についてコメント

簡易相談は  
1年中  
受け付けて  
います



提案団体

〇〇〇〇の制度で支障が生じている。提案募集方式で解決できないか？

- 求める内容のままでは対象外となる可能性があります。〇〇の観点から他の解決方法の検討を行ってみてもよいかもしれません。
- 地方公共団体の状況や支障等についてより具体的な整理をお願いします。



内閣府

2月下旬

#### 事前相談

- 提案内容の詳細について聞き取り等を行い、支障事例の内容や論点を明確化

- 支障について具体的な数値や状況などを提示してください。
- 求める措置についてより具体的に示してください。
- 周辺市町村などの状況はご存じですか？



内閣府

事前相談  
2月下旬～  
5月中旬



提案団体

- 支障が生じている施設は〇件あります。申請受付事務の〇割にあたります。
- 現状の制度ではどこまで許容されているか不明確です。「ここまでは地方公共団体で判断可能」と明確に通知してほしいです。

- 提案内容の充実に向け、課題・現状の整理、求める措置等について内閣府地方分権改革推進室において協議を実施
- 室内協議での結果を提案団体へ回答、本提案に向けコメント

- 支障の具体性が示せるよう、〇〇について記載の追記を検討してください。
- 求める措置について、この観点からのアプローチも検討してみてください。



内閣府

4月

#### 団体内決裁

- 本提案内容について提案団体内において首長決裁を実施



5月

**本提案を提出**



- 提案内容について、課題や論点の整理を行うとともに、提案が関係府省との間で調整を行う提案となるか等の整理について内閣府地方分権改革推進室において協議を実施

7月

**提案団体ヒアリング(重点事項のみ)**

- 提案団体から提案内容について、提案団体における支障や求める措置の具体的内容について資料を用いた説明及び質疑応答の実施



提案団体

本市では〇〇といった支障が生じ、〇〇という措置を求めます

7~8月

**関係府省第1次回答/関係府省ヒアリング(重点事項のみ)**

- 関係府省から提案に対する見解の説明及び質疑応答の実施

支障解決に向け  
関係府省との  
折衝を行います

9月

**関係府省の第1次回答に対する提案団体としての見解回答**

10月

**関係府省第2次回答/関係府省ヒアリング(重点事項のみ)**

- 関係府省から前回ヒアリングで指摘された点等を踏まえた第2次回答の説明及び質疑応答の実施

対応方針作成のため  
関係府省と  
調整します

12月

**閣議決定**

- 提案に対する政府の対応方針を決定
- 制度改正等により、住民サービスの向上等が実現

